

(様式1)

受取代理制度導入医療機関で2カ月以内に出産予定の方が、出産費用の支払に受取代理制度を利用される場合の様式です。【提出先】直接カネカ健康保険組合(株式会社カネカ 大阪本社内)へご提出ください。

出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)

申請者(被保険者)が記入するところ	被保険者証	記号		番号		
	申請者(被保険者)	氏名	(フリガナ)			
		住所	〒			
		生年月日	昭和・平成		年	月 日
	出産予定日・数	令和	年	月	日	単・多(胎)
	出産予定者 ※申請者と同一の場合は不要です	氏名	(フリガナ)			
		生年月日	昭和・平成		年	月 日
	出産予定医療機関等	名称	(フリガナ)			
		所在地	〒			
	申請者に対する 支払金融機関	<input type="checkbox"/> マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用します。(利用する場合は <input checked="" type="checkbox"/> 利用しない場合は下記の欄を記入。)注) 口座情報の反映には登録から数日を要します。また、受取代理人を指定する場合は、公金受取口座を利用できません。				
銀行 金融 信組			店・本店 支店・出張所			
預金種別		1:普通 2:当座 3:別段 4:通知 5:貯蓄	口座番号		口座名義	(フリガナ)
申請者又は出産予定者が出産予定日から6か月以内に健康保険又は船員保険の資格を既に喪失している場合は、以下のいずれかに記載をお願いします。 ※健康保険法第106条又は船員保険法第73条の規定により、1年以上健康保険又は船員保険の被保険者であった方が被保険者資格喪失後、6か月以内に産まれた場合、資格を喪失した最後の保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。						
申請者本人の退職等により、健康保険又は船員保険の被保険者資格喪失後、6か月以内に産産することによる申請である場合、資格喪失後に加入している保険者名と記号・番号			保険者名			
申請者本人の家族が被扶養者認定後、6か月以内に産産することによる申請である場合は、その家族が被扶養者認定前に加入していた保険者名と記号・番号			保険者名			
被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、こちらの欄へ記載してください(マイナンバーを記載した場合は、必ず個人番号確認、本人確認書類を添付してください)。						
<input type="checkbox"/> 本申請書の提出を事業主へ委任します(委任する場合は <input checked="" type="checkbox"/>)。						

受取代理人の欄	申請者() (以下「甲」という。)は、医療機関等である() (以下「乙」という。)を代理人と定め、次の権限を委任します。また、甲は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度は利用しません。 甲が請求する出産育児一時金等のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額(※)の受領に関すること。 ※出産育児一時金等の支給額を上限とする。 令和 年 月 日 甲の住所 氏名 乙の所在地 名称 電話 ()				
	銀行 金融 信組			店・本店 支店・出張所	
	受取代理人に対する 支払金融機関	預金種別	1:普通 2:当座 3:別段 4:通知 5:貯蓄	口座番号	

(備考欄)

※受取代理申請を取り下げる場合、受取代理人を変更する場合は、速やかに健康保険組合にご連絡ください。